

## 佐賀県観光連盟公式SNSを活用した情報発信業務委託仕様書

この仕様書は、一般社団法人佐賀県観光連盟（以下「連盟」という。）が実施する佐賀県観光連盟公式SNSを活用した情報発信業務（以下「本事業」という。）に関して、連盟が事業者（以下「受託者」という。）に対し委託する本事業の概要や仕様を明らかにし、具体的な指針を示すものである。

### 1 本事業の概要

#### (1) 委託業務名

佐賀県観光連盟公式SNSを活用した情報発信業務

#### (2) 目的

本県が有する豊かな自然や食、伝統文化などの魅力が伝わる動画や写真をSNSで発信し、本県のイメージアップと認知度向上、県内外からの観光来訪の動機づけを図る。佐賀で体験できること、佐賀で出会える景色、佐賀ならではの味といった本県特有の様々な魅力を具体的にイメージできるよう、旅行者目線の動画や写真などで情報発信することで、来訪意欲を高めるとともに、佐賀県内での滞在時間の拡大につなげる。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）までとする。

#### (4) 委託料（上限）

委託料は、3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

### 2 業務内容

佐賀県観光連盟がアカウントを持つYouTube、Twitter、Instagram、Facebookに掲載する観光素材、テーマ、タイトルの提案、それぞれのSNSに合致した動画や写真の撮影及び編集、記事作成などを行う。

#### (1) SNS全般において発信する内容のテーマ及びタイトルの設定、観光素材の選定について

- ① 「絶景」、「体験」、「食」、「伝統文化」など、佐賀の魅力を発信するテーマを設定し、ターゲット層を絞った企画構成を行う。
- ② 本業務で作成する各SNSの記事等において、総括するタイトルを考えること。
- ③ 発信する観光素材は、佐賀県内の旬のもの、注目を集めているもの、新しいもの、知られていないが魅力的なものを中心とし、体験、新規オープン施設、屋外施設など、本県への観光の目的となりうる素材を選定すること。
- ④ カメラマン、編集者、出演者、ライター等の選任は受託者が行うこと。

## (2) 撮影及び編集について

- ① 取材先については、最終的に委託者と協議の上決定すること。
- ② 動画・写真については、出演者を起用することとし、新規撮影を原則とする。ただし、実施時期や実施期間により撮影困難な素材（季節感のあるものやイベント関連等）を活用する必要がある場合は、連盟と協議の上認められる場合には、既存の動画・写真データ等を取得することができることとする。
- ③ 撮影対象の特性などを考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。
- ④ 撮影や編集に係る一切の費用（交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に要する費用等）については、全て委託料に含むものとする。
- ⑤ 撮影した動画については、YouTube 用及び Twitter、Instagram、Facebook 投稿用に編集すること。
- ⑥ 撮影した写真については、Twitter、Instagram、Facebook それぞれの仕様に適したサイズに加工すること。
- ⑦ 写真、映像やBGM等の使用に関しては、著作権の問題が発生しないものを使用し、著作権等の許諾が必要な場合は、手続等を受託者が行うこととする。
- ⑧ 撮影に際し、出演者の肖像権等の問題が発生しないよう準備し、権利処理などの手続等については、受託者が行うこととする。

## (3) YouTube 運用について

- ① 佐賀県の観光資源を活用し、実際佐賀県を訪れてみたいと思えるような内容で、来訪者の増加への寄与が見込まれる動画コンテンツを制作（1本当たりの長さは2分～3分程度を想定）すること。
- ② 佐賀県の認知度・好感度を高め、ブランド力の向上と定着を図るのに最適なデザインのサムネイルや概要欄文を作成すること。また、概要欄文には5個程度ハッシュタグを記載し、Twitter、Instagram、Facebook のリンクを貼ること。
- ③ 動画をアップロードする際には、タグを5個程度設定すること。
- ④ 動画をアップロードする際には、Twitter、Instagram、Facebook において、通常の週1回の投稿とは別に、閲覧者が YouTube 動画を視聴したくなるような内容（動画、画像及び文章など）及び YouTube 動画のリンクを投稿し誘導を図ること。
- ⑤ 制作した動画コンテンツは、委託者と協議して決定した日に佐賀県観光連盟の公式 YouTube チャンネルにおいて配信を行うこと。
- ⑥ 配信内容等に変更が生じ、情報の修正等が必要となったときは、委託者からの依頼を受けて更新作業を行うこと。
- ⑦ 原則として、月1、2回発信を行うこと。

## (4) Twitter 運用について

- ① 原則として週1回発信を行うこととし、発信日については効果的な日時を提案すること。

- ② 閲覧者の目を引く投稿内容（動画、画像及び文章）を作成し、投稿前に委託者の確認を受けること。
- ③ 紹介する施設、観光地などの情報を迅速かつ正確に掲載すること。
- ④ 閲覧数を増加させるための効果的なハッシュタグを5個程度作成すること。うち固定のハッシュタグを2～3個、その他に投稿内容と関連する人気のハッシュタグも使用すること。
- ⑤ 投稿文章には取材先のTwitterアカウントやホームページ、佐賀県観光連盟公式ホームページ「あそぼーさが」内関連ページ等のリンクを貼り、誘導を図ること。

#### (5) Instagram 運用について

- ① 原則として週1回発信を行うことし、発信日については効果的な日時を提案すること。
- ② 閲覧者の目を引く投稿内容（動画、画像及び文章）を作成し、投稿前に委託者の確認を受けること。
- ③ 紹介する施設、観光地などの情報を正確に掲載すること。
- ④ 閲覧数を増加させるための効果的なハッシュタグを10個程度作成すること。うち固定のハッシュタグを2～3個、その他に投稿内容と関連する人気のハッシュタグも使用すること。
- ⑤ Instagramにおいては、ストーリーズやリール機能も活用すること。ストーリーズの投稿については、必要に応じてカテゴリーごとに分類し、ハイライト化すること。
- ⑥ 投稿文章には取材先のInstagramアカウントのタグ付け等を行い、誘導を図ること。

#### (6) Facebook 運用について

- ① 原則として週1回発信を行うことし、発信日については効果的な日時を提案すること。
- ② 閲覧者の目を引く投稿内容（動画、画像及び文章）を作成し、投稿前に委託者の確認を受けること。
- ③ 紹介する施設、観光地などの情報を正確に掲載すること。
- ④ 閲覧数を増加させるための効果的なハッシュタグを10個程度作成すること。うち固定のハッシュタグを2～3個、その他に投稿内容と関連する人気のハッシュタグも使用すること。
- ⑤ 投稿文章には取材先のFacebookアカウントやホームページ、佐賀県観光連盟公式ホームページ「あそぼーさが」内関連ページ等のリンクを貼り、誘導を図ること。

(7) 掲載許可交渉について

- ① 投稿する内容及び動画、写真などについては、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を行った上で作業を進めること。
- ② 成果物（動画、写真、及び文章）について、佐賀県の観光に資することを目的として、佐賀県観光連盟が作成するPRツール（紙媒体や電子媒体等）や、佐賀県観光連盟が認めた関係団体及び施設において使用する場合は、該当紹介施設等への依頼及び確認の際に、あらかじめ了承を得ておくこと。

(8) 校正について

名称、電話番号、所在地、地図等の事実関係に注意して、厳密な校正を行うとともに、誤りがあった場合は受託者の責任において修正すること。校了は委託者が判断する。

(9) 制作物に関する権利の帰属

- ① 本委託においては、肖像権及び著作物の取扱いに十分注意すること。
- ② 本委託の履行に伴い発生する全著作物に関する一切の権利は、佐賀県観光連盟に帰属する。
- ③ 今回撮影・編集した動画、画像等についての一切の権利は、佐賀県観光連盟に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変、加工については、受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- ④ 本委託により得られた全著作物について、佐賀県観光連盟が指定するPRツール並びに佐賀県観光連盟が認めた各関係団体及び施設には、受託者の許可なく佐賀県観光連盟は無償で使用できることとする。
- ⑤ 本件に使用する動画、写真、イラスト、その他資料等について、紹介施設等が権利を有するものを使用する場合、当該施設等との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続及び使用料等の負担は、全て受託者が負うこと。
- ⑥ 上記①から⑤までの規定は、佐賀県観光連盟の書類による承認を得て第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権やその他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を追うこと。
- ⑦ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

(10) 目標設定と効果測定

- ① 受託者は、本事業の受託後速やかに運営目標（いいねやフォロワー数、チャンネル登録者数等）と目標達成計画を佐賀県観光連盟と協議の上決定し、受託期間中は達成に向けた施策を講じること。
- ② 受託者は、効果的な運用を図るため、毎月各SNSのフォロワー数の推移や各投稿のリーチ数やエンゲージメント数などを集計及び分析して、効果測定を行い、連盟に報告すること。また、目標達成のために改善が必要な場合は、報告の際に理由と改善案を提案すること。

### (1 1) 運営管理

制作作業に当たるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者の確保をすること。また、ディレクター及び業務従事者は、画像や映像、音声などのマルチメディアの制作を行う上で必要な知識、経験及び技能を有し、過去に同種又は類似業務の経験を有する人物とする。

### (1 2) その他

- ① 業務の遂行に当たっては、連盟と受託者は月に一度打合せすることとし、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。
- ② 本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議の上、定めるものとする。

## 3 業務完了後の提出物及び提出期限

### (1) 業務完了報告書及び成果物

事業終了時に、各 SNS のフォロワー数の推移や各投稿のリーチ数やエンゲージメント数などを集計して分析した結果をまとめ、次年度の取組の指針となるような事業報告書を作成し、成果物と一緒に提出すること。

#### ①業務完了報告書

- ・紙媒体 1部
- ・電子データ (CD-ROM 又は DVD-ROM) 1枚

#### ②動画

- ・YouTube 用編集済み動画データ
- ・Twitter、Instagram、Facebook 用編集済み動画データ
- ・上記動画データを保存した USB 2個

#### ③画像

- ・SNS 用加工済み写真データ
- ・加工前写真データ

※投稿に使用しなかった写真データについても、成果物として納品すること。

- ・上記写真データを保存した USB 2個

### (2) 提出期限 令和5年2月28日(火)

## 4 留意事項

(1) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。

(2) 受託者は、佐賀県観光連盟から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

(3) 受託者は、佐賀県観光連盟と常に協議をしながら業務を進めるものとし、当初の提案

から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。

(4) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

(5) 本業務の実施により取得した個人情報は、厳重に管理すること。